



65歳以上の方を対象に 補聴器購入費用の一部を助成します

聴力の低下により、周囲との意思疎通が困難になり、会話や社会参加の機会が減少することで、認知症発症のリスク要因になるといわれています。

補聴器の利用促進を通じて、生活の質の改善や地域社会への参加を支援します。

助成金額

補聴器購入費として 上限 **30,000** 円

助成対象者

以下の要件のすべてを満たす方に助成を行います。

- ① 市内在住で住所を有する65歳以上の方
- ② 市町村民税非課税世帯
(生活保護受給世帯を含む)の方
- ③ 耳鼻科医から補聴器が必要と認められる方
- ④ 聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付
対象にならない方
- ⑤ 過去5年で本事業による助成を受けていない方

申請手続きの際にご用意いただくもの

- ① 申請書(市指定様式 ※1)
- ② 医師意見書(市指定様式 ※2)
- ③ 購入を予定する補聴器の見積書(※3)
- ④ 申請者が属する世帯全員の非課税証明書(※4)
- ⑤ 本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、
パスポート、保険証など)

※申請の手続きは裏面をご覧ください。

注意事項

※1 購入後の申請は助成対象外です。

助成金の交付から5年を経過するまで、再度の申請はできません。

医師による証明を受けた場合、速やかに申請書をご提出ください。

※2 医師意見書に係る費用は、自己負担です。

※3 補聴器購入後に別途発生した修理費やメンテナンス費用は助成の対象外です。

※4 非課税証明書の提出は、越谷市が、申請者が属する世帯全員の市町村民税課税状況を確認することにご同意いただくことで、省略することができます。

ただし、他自治体から転入してきた等の理由で、越谷市で市町村民税課税状況が確認できない場合は、他自治体で発行した非課税証明書を提出していただく必要があります。

越谷市高齢者補聴器購入費助成事業に関するお問い合わせ

越谷市 地域共生部 地域包括ケア課 (市役所第二庁舎1階)

電話 : 048-963-9163

電子メール : hokatsu@city.koshigaya.lg.jp

手続きの流れ

01 市指定の申請書と医師意見書様式を取得する

申請書類等を市(地域包括ケア課)窓口、もしくは、市ホームページから入手します。

※スマートフォン等で右記二次元コードを読み取り、市ホームページ内の専用サイトをご覧ください。申請書等の様式をダウンロードできます。



02 医療機関へ受診する

医師意見書様式をご持参のうえ、医療機関(耳鼻科)へ受診してください。補聴器が必要と認められた場合、医師に意見書の作成を依頼してください。※意見書を作成依頼する前に、表面の助成対象者の要件を満たしているか必ずご確認ください。

03 販売店で補聴器購入前に相談し、見積書を取得する

補聴器販売店で補聴器の調整や試聴を行い、見積書を取得してください。※見積書には、「宛名に購入予定者(申請者)の名前が記載されている」とこと、「明細に補聴器本体の金額が明らかになっている」ことが必要です。

04 必要書類と併せて、市に申請する ※郵送による申請可

必要事項をご記入いただいた①申請書、②医師が記載した意見書、③購入を予定する補聴器の見積書を市(地域包括ケア課)にご提出ください。

05 交付決定通知書が届く

市は、申請者からご提出された書類を確認した後、助成の可否を決定し、助成が決定されると、助成金交付決定通知書と市指定の請求書を送付します。

06 補聴器を購入する

助成金交付決定通知書が届いた後に、見積書を取得した販売店へ行き、補聴器をご購入ください。その際に、領収書を必ず取得してください。※領収書には、「宛名に購入予定者(申請者)の名前」、「補聴器の確認ができる」、「領収書の発行日」が記載されていることが必要です。

07 請求書の提出

必要事項をご記入いただいた①市指定請求書、②申請者名義の振込先口座の写し、③購入した補聴器の領収書の写しを市(地域包括ケア課)にご提出ください。

08 助成金が交付される

市は、提出書類を確認後、指定の口座に助成金を振り込みます。